

評定書

以下のとおり、定期安全管理審査の結果に基づき、定期事業者検査の実施に係る体制について評定する。

申 請 者	九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘
申 請 日	平成30年3月22日（一部変更：平成30年7月6日）
申 請 番 号	原発本第336号（一部変更：原発本第132号）
審 査 を 実 施 し た 定期事業者検査の範囲	川内原子力発電所第2号機第22保全サイクルにおける定期事業者検査
審 査 実 施 期 間	平成30年4月23日～令和元年10月17日
評 定 の 結 果	当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されている。
審 査 の 結 果 及 び 評 定 の 理 由	<p>「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に定められた定期事業者検査の①実施に係る組織、②検査の方法、③工程管理、④検査に協力した事業者の管理、⑤検査記録の管理及び⑥検査に係る教育訓練に関する事項について審査した結果、別添のとおり当該事項に関する規定類は整備、維持され、これらに従って定期事業者検査が実施されていることを確認した。</p> <p>一方、中国電力株式会社島根原子力発電所第2号機の中央制御室空調換気系ダクトの腐食事象に鑑み、当該設備と同等の設備に対する定期事業者検査が次保全サイクルから計画されていることから、保全計画と整合した定期事業者検査の計画が策定され、計画どおり検査が実施されているかについて、今後、事業者の活動を確認していくこととする。</p> <p>上記の審査の結果について精査した結果、保全の有効性評価の確認において上記の事業者の活動を引き続き確認していく必要があるが、品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されていると判断する。</p>